第六条第一項	
市町村は	組合は
当該市町村の区域内に住所を有する世帯主	組合員
様式第一号	様式第一号の二
第六条第二項	
市町村は	組合は
第九条第三項	第二十二条において読み替えて準用する法第九条第三項
世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限り、第五条の七第二項の規定により被保険者証が返還されたものとみなされた世帯主を含む。）	組合員（第二十条において準用する第五条の七第二項の規定により被保険者証が返還されたものとみなされた組合員を含む。）
様式第一号	様式第一号の二
様式第一号の三	様式第一号の三の二
第七条第一項及び第三項	
世帯主は	組合員は
当該世帯主が住所を有する市町村	組合
第七条の二第一項	
市町村	組合
第七条の二第二項	
世帯主	組合員
市町村	組合
第七条の二第三項	
市町村は	組合は
当該市町村の区域内に住所を有する世帯主	組合員
世帯主に	組合員に
第九条第三項	第二十二条において読み替えて準用する法第九条第三項
市町村が	組合が
第九条第十項	第二十二条において読み替えて準用する法第九条第十項
第七条の二の二（見出しを含む。）及び第七条の二の三（見出しを含む。）	